事務処理説明書・公募要領の改定内容について

令和８年２月

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）
研究公正・業務推進部
研究業務推進課

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

説明内容

1.事務処理説明書（委託研究開発契約書、補助金等取扱要領を含む）の主な改定内容

2.公募要領の委託／補助共通化

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

事務処理説明書の主な改定内容

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

事務処理説明書の主な改定内容（１）

第１章

1.1 令和7年度版の事務処理説明書について(p.5)：表現の適正化

AMED 事業の経理は「機関経理」を原則としているため、研究機関の経理部門が責任をもって経理を担当していただくことになります。研究開発担当者本人が研究開発費の経理を担当することはできません。
（現行「委任経理」→改定「機関経理」）

1.2 用語の定義(p.6)：契約書の表現と統一（「11 大学等」および「12 企業等」）

11 大学等　以下①～③に掲げる研究機関の総称。

①国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人、高等専門学校、大学共同利用機関

②国立試験研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

③公益財団法人、公益社団法人等の公的性格を有する機関であって、AMEDが認めるもの

12 企業等

企業その他「大学等」以外の研究機関の総称

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

事務処理説明書の主な改定内容（２）

第３章

3.1（３）研究開発計画書類の利用目的(p.12)：令和7年4月1日から情報管理規則が施行されたことに伴う追記

研究開発計画書類に含まれる情報は、研究開発の支援のほか、新規事業創出や事業間連携等のAMED事業運営のための検討や、それに資する分析のために利用されます。研究開発計画書類は、法人文書管理、個人情報保護及び情報公開に関連する法令並びにAMED例規等の定めに則り適切に管理し、研究機関及び研究者等の権利利益を不当に侵害することがないように、研究開発計画書類に含まれる情報に関する秘密を厳守します。

3.2.2（３）事務管理体制及び財務状況等に関する調査・確認(p.13)：スタートアップ企業に対し毎年度、法人税申告書一式(直近1年分)と資金繰り表の提出を義務付けることとなったため。

●スタートアップ企業等※については、毎年度、法人税申告書一式（直近１年分）と資金繰り表を、決算日から原則２ヶ月以内に提出してください。 ※スタートアップ企業等の定義は事業によって異なる場合がありますので、 詳細は公募要領をご確認ください。

«以下略»

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

事務処理説明書の主な改定内容（３）

第４章

4.2（８）国際的取引の計上に関する手続きについて(p.32)：国際的取引の計上に関する手続きについて、説明を追記（詳細は本文参照)

A.外国貨物の送料と関税、消費税

B.為替レート(海外からの設備の調達、海外への外注等)

C.海外の付加価値税(VAT)

4.3　直接経費として計上できない経費(p.34)：海外現地事務所で外貨を保有する準備金等の「為替差損」分の経費計上は不可のため、追記

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

事務処理説明書の主な改定内容（４）

第４章（つづき）

4.3.1（４）年間購読の書籍購入費(p.37)：説明の補足

・年間購読の場合で当該年度に計上できる経費は、契約締結日から当該年度の３月31日までの分です。年度を跨いだ経費につきましては、翌年度に計上してください。当該年度に計上できるのは、経過月（検収が終了した月）分だけです。未経過月分は計上不可です。年間等を対象とした支出は、対象期間を記載してください。

4.3.2（２）海外出張旅費にかかる留意事項(p.44)：国際的取引の計上に関する手続きについて、説明を追記

●国内で発生する以下の経費は、消費税込み額で計上してください。

・国内で発生する海外出張のための費用:海外出張における支度料、予防注射料、国内交通費、国内の空港使用料、発券手数料

●海外出張における海外での旅費については、消費税の課税対象になりませんので、支出額をそのまま課税区分:課税対象外※で計上してください。

・航空運賃（燃油サーチャージ含む）、海外での空港使用料、交通費、日当、宿泊費等

※課税事業者の研究機関は、必要な場合に費目:その他で不課税消費税相当額を別途計上。

●海外出張において、現地国の法令により課税される場合がありますが、海外の税金等に関しては税額控除する必要はありません。

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

事務処理説明書の主な改定内容（５）

第４章（つづき）

4.3.3（３） AMEDが規定する『若手研究者』(p.61)：記載の見直し

研究開発開始年度の4月１日時点において、①年齢が満43歳未満の者、又は②博士号取得後10年未満の者とします。

4.3.3（４）研究力向上のための制度（PI人件費）の利用を希望する場合(p.69)：研究開発計画書についてもPI人件費に関する記載が必要であることを明確化。

●研究力向上のための制度（PI人件費）の利用を希望する場合は、研究開発提案書、及び、研究開発計画書に必ず記載すること。また、当該制度に係る計上額は、年度途中に増額することはできません。

4.3.4（３）外注費判定チャート(p.77)：新たに注釈を追記

※2 調査、耐久試験、設計、ソフトウェアの開発、その他 物品(製品)の納入を伴わない役務発注は外注費になります。発注者が材料を支給するような場合も含まれます。仕様書等に指定されている成果物が納品されていることを検収時に確認してください。

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

事務処理説明書の主な改定内容（６）

第４章（つづき）

4.3.4（３）論文投稿料について(p.78)：後払いの場合を追記

論文投稿料は、原則、前払いとなるので、支払った時点では研究機関の立て替えとして処理していただき、当該論文の採択又は不採択等の通知を受理した年度の経費として計上してください。論文をオープンアクセス化するために必要な掲載料あるいは論文処理費用（Article Processing Charge、APC）は、直接経費として処理することが可能です。後払いの場合は、請求書受領日を検収年月日として計上してください。

4.3.4（３）利用期間の定めがある経費の計上範囲について(p.79)：タイトルを変更

リース・レンタル料、ソフトウェアライセンス料、雑誌年間購読料、保守費等

4.3.4（３）施設・設備等の修理費・保守費(p.79)：タイトルを変更

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

事務処理説明書の主な改定内容（７）

第４章（つづき）

4.3.4（３）臨床研究等における負担軽減費(診療費)(p.81)：説明を追記

●治験及び臨床における治療目的の負担軽減費のうち、診療費・薬代は「その他」、交通費は「旅費」、クオカード等の謝品は「物品費」、現金支給の場合は「人件費・謝金」に計上してください。

4.3.4（３）運搬費(p.81)：説明を追記

(a)計上できる経費

●既に研究機関が所有または調達済の研究機器等について、元の設置場所と研究場所間での運搬に要する経費といったスポット的に発生する送料

●新たに消耗品等に調達する際に、送料が調達価格と別立になっている場合

(b)運搬費計上の留意点

●研究機器等を運搬する際に必要となる保険料も計上することができます。

●消耗品等の送料が調達価格と別立になっていない場合には、調達に係る付帯経費として、該当費目に含めて構いません。

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

事務処理説明書の主な改定内容（８）

第４章（つづき）

4.7（１）支払い方法(p.90)：実績払を取り入れるため追記。

●（委託）は委託研究開発契約締結前及び契約期間中、（補助）は交付決定前及び事業期間中に行われる事務管理体制及び財務状況等に係る調査・確認の結果によっては、AMED が別途指定する委託方法（精算払や実績払等）を指示するに従っていただく場合や、~~委託研究開発契約の締結又は交付決定を見合わせる~~場合があります。なお、実績払時の提出すべき資料や証拠書類、またAMED専用口座による資金管理については、AMEDが指示します。

4.8（１）証拠書類の管理について(p.94)：令和8年度から収支簿の提出を不要とする場合があるため。

●「公的研究費の管理・監査のガイドライン」を遵守している研究機関が、文部科学省が所管する科研費を受給し、科研費と同様の条件で内部監査を実施する場合であっても、収支簿を提出していただくことがあります。

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

事務処理説明書の主な改定内容（９）

第４章（つづき）

4.11（４）追跡調査、フォローアップ調査等について(p.107)：フォローアップ調査の実施に伴う変更

国の研究開発評価に関する大綱的指針等に基づいて実施する追跡評価、独立行政法人通則法に基づいて実施される主務大臣の評価等において使用する~~を行う~~ため、研究開発の実施中又は研究開発終了後に追跡調査、~~や~~成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査、フォローアップ調査等の調査を行います。AMED の担当者から調査依頼を受けた場合、研究機関においては回答するなどの協力義務が生じます。

・担当者が変更となった場合の情報のアップデート等についても協力願います。

・AMEDが他者に委託して上記の調査を行う場合も含みます。

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

事務処理説明書の主な改定内容（１０）

第５章

5.1（１）「変更承認申請書」による手続(p.114)：表記を委託／補助で合わせた。

→（補助）下記表１）の場合は、変更交付決定通知書または変更承認通知書をもって承認

下記表２）の場合は、変更承認通知書をもって承認

5.1（３）変更届(p.116)：参加者リストに関する事務作業の簡素化

●変更届欄に記載の④～⑤の参加者リストについては研究開発計画時及び実績報告書提出時に提出してください。但し、課題管理上、研究の進捗管理としてAMEDが特に必要と認め提出を求める場合にはその時点までの変更届を提出してください。また、研究員の変更については発生の都度、参加者リストを更新して、研究機関にて保管しておいてください。（検査時に確認することがあります。）

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

事務処理説明書の主な改定内容（１１）

第５章（つづき）

5.2.1　研究開発課題の中止・一時停止手続(p.117)　：「承認日」から「中止／廃止日（研究開発期間の終了日）」へ修正

＜中止又は一時停止日以降＞

A.　中止の場合

中止の手続を行った際には、中止の承認後、中止日（研究開発期間の終了日）から61日以内に、「実績報告書」を作成し、AMED に提出してください。

＜廃止又は中止日以降＞

A.　廃止の場合

廃止の手続を行った際には、廃止の承認後、廃止日（研究開発期間の終了日）から61日以内に、「実績報告書」を作成し、AMED に提出してください。

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

事務処理説明書の主な改定内容（１２）

第９章

9.4　研究倫理教育責任者・コンプライアンス推進責任者の登録・変更(p.130)：より迅速な配信を行うため、令和8年度からは研究機関がAMEDメール配信サービスのサイトから直接登録を行う運用に変更。（詳細は本文参照）

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

委託研究開発契約書雛型の主な改定内容

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

委託研究開発契約書雛型の主な改定内容（１）

・当事業年度の定義：事業年度に関する表記の適正化

・第２条第４項：必要な措置⇒必要な措置等（表現の適正化）

・第１０条（８）知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾⇒知的財産権の移転等（表現の統一）

・第１１条３，４：本研究開発の成果⇒研究開発成果（定義を反映）

・第１１条６：会計年度⇒事業年度（表現の統一）

・第１１条８：「研究開発課題名」を削除（特許庁のガイダンス内容と統一）

・第１４条：「再委託先」の定義の明確化

・第１７条第３項：フォローアップ調査の実施に伴う変更

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

委託研究開発契約書雛型の主な改定内容（２）

変更後（令和８年度版）	変更前（令和７年度版）	主な変更理由
書体（全ページ）：MS ゴシック	書体（全ページ）：MS P 明朝	見やすくするため、取扱要領と統一。
《文書番号種別》第《文書番号》号 《課題管理番号》 委託研究開発契約書 省略 （契約項目） 甲は、乙を「《大学等／又は企業等》」と認め、乙に対し、次の研究開発（以下「本研究開発」という。）を委託し、乙はこれを受託する。 （１） 研究開発課題名：「《研究開発課題名》」（以下「本研究開発課題」という。） （２） 研究開発担当者名・所属及び役職：《研究開発担当者氏名①》《研究開発担当者所属・役職①》 （３）研究開発期間：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで （４）研究開発費：《研究開発費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） （※１）当事業年度とは、令和〇年〇月〇日から翌年の３月 31 日までの１事業年度をいう。 以下省略	《文書番号種別》第《文書番号》号 《課題管理番号》 委託研究開発契約書 省略 （契約項目） 甲は、乙を「《大学等／又は企業等》」と認め、乙に対し、次の研究開発（以下「本研究開発」という。）を委託し、乙はこれを受託する。 （１） 研究開発課題名：「《研究開発課題名》」（以下「本研究開発課題」という。） （２） 研究開発担当者名・所属及び役職：《研究開発担当者氏名①》《研究開発担当者所属・役職①》 （３）研究開発期間：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで （４） 研究開発費：《研究開発費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） （※１）当事業年度とは、令和〇年４月１日から翌年の３月 31 日までの１事業年度をいう。 以下省略	事業年度に関する表記の適正化。
別記１	別記１	
（善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守） 第２条 １～３省略	（善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守） 第２条 １～３省略	

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

委託研究開発契約書雛型の主な改定内容（３）

変更後（令和８年度版）	変更前（令和７年度版）	主な変更理由
４　乙は、乙の責任において、本研究開発に関する利益相反について、関係法令及び国が定める関係指針並びに甲の利益相反管理規則を踏まえ、必要な措置等（必要な規程及び体制の整備を含む。）を行うことにより、これを管理しなければならない。また、甲は、甲の利益相反管理規則に従って、乙に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。 以下省略	４　乙は、乙の責任において、本研究開発に関する利益相反について、関係法令及び国が定める関係指針並びに甲の利益相反管理規則を踏まえ、必要な措置（必要な規程及び体制の整備を含む。）を行うことにより、これを管理しなければならない。また、甲は、甲の利益相反管理規則に従って、乙に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。 以下省略	表現の適正化。
（知的財産権に関する報告・通知等） 第 10 条　省略 （１）　乙は、研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究開発成果の公表前に、甲が別途定める様式による発明等報告書を速やかに甲に提出するものとする。 （２）～（７）省略 （８）　乙は、第三者に対し、知的財産権の移転等を行う場合、当該第三者をして本条及び第８条第１項各号の規定を遵守させるものとする。 以下省略	（知的財産権に関する報告・通知等） 第 10 条　省略 （１）　乙は、研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、甲が別途定める様式による発明等報告書を速やかに甲に提出するものとする。 （２）～（７） （８）　乙は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を行う場合、当該第三者をして本条及び第８条第１項各号の規定を遵守させるものとする。 以下省略	第１条（12）の定義を反映。 表現の統一（同条の(6)参照）。
（知的財産権に関わるその他事項） 第 11 条 １、２　省略	（知的財産権に関わるその他事項） 第 11 条 １、２　省略	

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

委託研究開発契約書雛型の主な改定内容（４）

変更後（令和８年度版）	変更前（令和７年度版）	主な変更理由
3　乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、研究開発成果に関し、甲に納入された著作物にかかわる著作権等について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。	3　乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本研究開発の成果に関し、甲に納入された著作物にかかわる著作権等について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。	第１条（12）の定義を反映。
4　乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による研究開発成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。	4　乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による本研究開発の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。	同上。
5　省略	5　省略	
6　前項の秘匿すべき期間は、本研究開発の終了日の属する事業年度終了日の翌日から起算して５年間とし、当該期間中、甲及び乙は、相手方の書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲及び乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。	6　前項の秘匿すべき期間は、本研究開発の終了日の属する会計年度終了日の翌日から起算して５年間とし、当該期間中、甲及び乙は、相手方の書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲及び乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。	表現の統一。
7　省略	7　省略	
8　乙は、研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（ＰＣＴ国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。	8　乙は、研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（ＰＣＴ国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。	
【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】	【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】	
「令和○年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、「事業名」~~「研究開発課題名」~~委託研究開発、産業技術力強化法第１７条の	「令和○年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、「事業名」「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第１７条の	特許庁のガイダンス内容と統一。

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

委託研究開発契約書雛型の主な改定内容（５）

変更後（令和８年度版）	変更前（令和７年度版）	主な変更理由
適用を受ける特許出願」 9　乙が、研究開発成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、乙は甲に対して、当該特許出願に関する情報等を遅滞なく報告するものとする。	適用を受ける特許出願」 9　乙が、研究開発成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、乙は甲に対して、当該知的財産権に関する情報等を遅滞なく報告するものとする。	表現の適正化。
（再委託） 第 14 条 乙は、本研究開発を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本研究開発の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本研究開発の一部を第三者に再委託することができる。（以下再委託を受ける第三者を「再委託先」という。） 以下省略	（再委託） 第 14 条 乙は、本研究開発を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本研究開発の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本研究開発の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託することができる。 以下省略	定義の明確化。
（研究開発成果の報告等） 第 17 条 1、2　省略 3　甲が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査、フォローアップ調査等を行う場合（全研究開発期間中に行う場合を含む。）には、乙は、甲による当該調査等に回答その他の協力を行う~~する~~とともに、研究開発担当者その他の研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。 以下省略	（研究開発成果の報告等） 第 17 条 1、2　省略 3　甲が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、乙は、甲による当該調査等に協力するものとする。 以下省略	フォローアップ調査の実施に伴う変更。

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

委託研究開発契約書雛型の主な改定内容（６）

再委託研究開発契約書ひな型に関しても、先述と同様の修正を行っています。

研究機関は、再委託先に対し、委託研究開発契約に基づき研究機関がAMEDに負うのと同内容及び同程度の義務を負わせるようにしてください。
（事務処理説明書3.3参照）

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

補助金等取扱要領の主な改定内容

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

補助金等取扱要領の主な改定内容（１）

・第１８条第４項：フォローアップ調査の実施に伴う変更
・第１８条第７項：知的財産権⇒特許出願（表現の適正化）

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

補助金等取扱要領の主な改定内容（２）

変更後（令和８年度版）	変更前（令和７年度版）	主な変更理由
医療研究開発推進事業費補助金等取扱要領	医療研究開発推進事業費補助金等取扱要領	
（研究開発成果の報告等） 第１８条 １～３　省略 ４　機構が本研究開発の研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査、フォローアップ調査等を行う場合（全研究開発期間中に行う場合を含む。）には、研究開発代表機関は、機構による当該調査等に回答その他の協力を行う~~する~~とともに、研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。 ５、６　省略 ７　研究開発代表機関が、本研究開発の研究開発成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、当該研究開発代表機関は、機構に対して、当該特許出願に関する情報等を速やかに報告するものとする。	（研究開発成果の報告等） 第１８条 １～３　省略 ４　機構が本研究開発の研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、研究開発代表機関は、機構による当該調査等に協力するものとする。 ５、６　省略 ７　研究開発代表機関が、本研究開発の研究開発成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、当該研究開発代表機関は、機構に対して、当該知的財産権に関する情報等を速やかに報告するものとする。	フォローアップ調査の実施に伴う変更。 表現の適正化。

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

公募要領の委託／補助共通化

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

公募要領の委託／補助共通化

公募要領について、令和８年度版より新たに委託／補助を共通化し、研究現場の負担を軽減。
各用語の説明については、公募要領本文を参照。

例：「研究開発費」は、委託研究開発における「研究開発費」又は補助事業における「補助事業費」を指します。

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.

詳細は、下記URLをご参照ください。

https://www.amed.go.jp/news/program/jimur08.html

・委託研究開発契約書雛型（新旧対照表含む）

・再委託研究開発契約書雛型（新旧対照表含む）

・医療研究開発推進事業費補助金取扱要領（新旧対照表含む）

・事務処理説明書

ご清聴ありがとうございました。

Copyright 2026 Japan Agency for Medical Research and Development. All Rights Reserved.